

○ 千葉県行財政改革計画（改訂素案）に対する御意見と県の考え方

No	御意見	県の考え方
1	<p>財源確保策として、県税の徴収強化を挙げているが、これは課税されたものの納付期限が過ぎて滞納されている税金の収税を強化するということではないか。</p> <p>未収となっている県税の徴収はもちろん必要だが、結局のところ、課税額が増えないと県の財源を大きく増やすことにはつながらない。</p> <p>税を支払う個人・法人そのものの数を増やさないと抜本的な財源確保策にならない。</p> <p>千葉県行財政改革計画には、県税の徴収強化のほかにも、富裕層の個人や大企業の法人を誘致してお金やモノ、サービスの動きを活発にして課税額を増やすことや、法定外税の創設で千葉県独自の新たな税を設定して課税額を増やすといった取り組みを明記することも必要である。</p> <p>宿泊税の導入を明記したことはとても良いことである。</p>	<p>御意見のとおり、県税の徴収強化のほかにも、様々な施策により県経済を活性化させることも、税収の増加のために必要と考えています。</p>
2	<p>税外収入も税収入同様、県の主要な歳入と位置付け、積極的な収入増を図る必要がある。</p> <p>具体的には、県が持つ現預金を安全な範囲で運用し、運用益を得ていくことを明記する。</p> <p>また、千葉県には地方公営企業として、県企業局と県病院局が存在する。</p>	<p>県では、支払資金に支障のない範囲で国債や地方債などに投資し、運用しています。行財政改革行動計画に定める戦略の「柱1 未来につながる行財政経営への変革（2）持続可能な財政構造の確立」の中にある「②県税収入等の財源確保」においても、効率的な資金運用を自主財源の確保の手段の1つとして位置付けているところであります、引き続き財源の確保に努めてまいります。</p>

	<p>県企業局や県病院局といった地方公営企業が積極的に経営し、增收増益を目指して千葉県がみずから営業してお金を稼ぐことが重要である。</p> <p>黒字となった収益の一部を千葉県の一般会計に「上納」することで、千葉県は税や交付金以外の収入源を得ることができる。</p>	<p>地方公営企業は、事業に必要な経費は、事業から得られる収入で賄う独立採算制を原則としており、収支を一般会計と区別して明確に管理するために特別会計を設置しています。また、徴収する料金については、公正妥当なもので、かつ、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないとされています。一方で、公営企業の本来の目的として、公共の福祉の増進のために、不採算の事業でも行わなければならない側面があることから、事業収入だけでは賄いきれない経費等について、総務省の定める基準に基づき一般会計が負担（繰出）しています。</p>
3	<p>行政事務の効率化や同種の業務の一元化を図る一環として、社会福祉法では、町村の福祉事務所は任意設置であるが、県内の全町村に福祉事務所を設置させるべきである。</p> <p>県の福祉事務所は閉鎖し、町村が開設することで、市と同様福祉に係る業務を住民に身近なところにある各市町村で一元的に実施してもらうほうが良い。</p> <p>県の福祉事務所と町村の福祉課が、わざわざ別の場所で業務を分担する必要はない。</p> <p>市では、市の福祉課や社会福祉課に福祉事務所も設置している。</p> <p>市にできて、町村にできないとは思えない。</p>	<p>社会福祉法により、都道府県には福祉事務所の設置が義務付けられています。</p> <p>引き続き市町村と連携しながら、県の責務を全うしてまいります。</p>